

工 事 仕 様 書

- 1 本工事は、仕様書並びに別紙図面により、許可又は承認を得た方法に基づいて施工する。
- 2 工事の施工に伴い、汚損した路面及び配水施設等は清掃する。
- 3 道路を横断して掘削する場合は、2以上に分割して施工するか、路面履工を施して施工する。
- 4 施工箇所の各戸には、出入りに支障の無いように板橋を設ける。
- 5 掘削に際し、土砂の崩壊する恐れのある場合は、適当な土留め工を施す。
- 6 道路の掘削に伴って生じる湧き水は、適当な方法で付近の排水溝まで誘導して処理する。
- 7 埋め戻し工事は、埋め戻し土の厚さ 20 センチごとに、十分に転圧し、又は適当な方法で締め固めてから施工する。
- 8 工事中の交通の円滑、危険防止のための表示施設、防護施設及び照明施設を設置する。
- 9 工事施工中、隣接地等に迷惑をかけないように十分注意するとともに、損害を与えたときは、ただちに原形に復旧をし、損害を賠償する。
- 10 工事着手、完了の際は必要に応じて関係書類を提出し、あるいは検査等を受ける。
- 11 道路法、道路交通法、道路管理規則、その他の関係法令等を遵守する